

すべての施策を評価し、重点化～やるべきことを厳選して施策を再構築～
NPOと協働

番号	項目	計画における基本的考え方	3ヶ年の具体的取組内容			備考
			平成14年度(実績)	平成15年度(実績見込)	平成16年度	
1 施策の抜本的な見直し						
1	再生戦略会議の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・行財政計画の進捗状況や財政収支の見通し等を踏まえながら、施策評価の結果に基づいて、施策の再構築をすすめ、集中的な取組が必要な施策分野への限られた財源の効果的・効率的な配分を議論する場として「再生戦略会議」を設置する。 ・ここでは、府民ニーズや緊急性、事業効果などについて全庁的な視点から検討を行い、施策再構築の方向性や、集中取組分野において特に重点化すべき事項を決定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回再生戦略会議を13年11月に設置・開催 ・同会議において、14年度を「改革元年」と位置付け、行財政計画案の着実な推進と再生予算枠活用方針として、「安全なまち大阪」「スピードのある構造改革」を決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「行財政計画(案)のさらなる推進」を踏まえて、予算編成に臨むことを指示するとともに、再生予算枠活用方針として「雇用を生み出す」「子どもを育てる」を新たに決定 ・14年度の「安全なまち大阪」についても引き続き取り組むこととし、府民の不安の高まりに応え、「食の安全」への対応を強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・「行財政改革のさらなる推進」を踏まえて、予算編成に臨むことを指示するとともに、再生予算枠活用方針として、15年度に引き続き「子どもを育てる」「安全なまち大阪」「雇用を生み出す」を決定 	
2	再生予算枠の創設	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の再構築等を通じて生み出した財源を活用し、大阪が抱える課題に集中して取り組むための毎年度の当初予算において「再生予算枠」を設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・14年度当初予算案において、上記再生戦略会議で決定した重点項目に、事業費36億円(一般財源ベース20億円)を計上 	<ul style="list-style-type: none"> ・15年度当初予算案において、上記再生戦略会議で決定した重点項目に、事業費40億円(一般財源ベース25億円)を計上 	<ul style="list-style-type: none"> ・16年度当初予算案において、上記再生戦略会議で決定した重点項目に、事業費50億円(一般財源ベース37億円)を計上 	



番号	項目	計画における基本的考え方	3ヶ年の具体的取組内容			備考
			平成14年度(実績)	平成15年度(実績見込)	平成16年度	
(1) まちが安全・くらしが安心						
3	安全なまちづくり	<p>・府内の犯罪発生状況などを踏まえ、府民の不安を払拭し安全なまちを実現していくため、各分野で活躍する有識者による懇談会などの意見を踏まえつつ、警察、知事部局、教育委員会など、行政が一体となった犯罪防止に向けた方策の検討、具体化を図る。</p>	<p>・「大阪府安全なまちづくり有識者懇談会」の報告を踏まえた施策の推進</p> <p>・「大阪府安全なまちづくり条例」を14年4月に施行</p> <p>・「再生予算枠」も活用し、「安全なまち大阪」に向けた集中的取組の推進</p> <p>市町村、事業者、府民及び民間団体等の代表者からなる「安全なまちづくり推進会議」の設置運営と気運醸成に向けて安全キャンペーン等を展開</p> <p>府管理道路における道路照明灯、歩車道分離柵の設置</p> <p>学校、通学路等における子どもを守る取組</p> <p>登下校時における学童への指導援助、ひったくり等の被害防止に向けた広報・啓発 等</p>	<p>・「再生予算枠」も活用し、「安全なまち大阪」に向けた集中的取組を推進</p> <p>とりわけ、ひったくりに重点を置いた取組を強化</p> <p>10月を「安全なまちづくり推進月間」と定め、市町村等と連携した街頭キャンペーン等を展開</p> <p>「ひったくり防止重点対策事業補助金」により市町村の主体的な取組を支援</p> <p>市町村、事業者、府民及び民間団体等の代表者からなる「安全なまちづくり推進会議」の運営</p> <p>府管理道路における道路照明灯、歩車道分離柵の設置</p> <p>学校、通学路等における子どもを守る取組</p> <p>登下校時における学童への指導援助、ひったくり等の被害防止に向けた広報・啓発 等</p>	<p>・安全なまちづくりに関する取組を推進(ひったくりに重点を置いた取組を拡充・強化)</p> <p>府管理施設に防犯照明を設置</p> <p>・設置箇所調査の実施</p> <p>・特に緊急性の高い施設における先行的整備</p> <p>10月を「安全なまちづくり推進月間」と定め、市町村等と連携した街頭キャンペーン等を展開</p> <p>「ひったくり防止重点対策事業補助金」により市町村の主体的な取組を支援</p> <p>市町村、事業者、府民及び民間団体等の代表者からなる「安全なまちづくり推進会議」の運営</p> <p>府管理道路における道路照明灯、歩車道分離柵の設置</p> <p>学校、通学路等における子どもを守る取組</p> <p>登下校時における学童への指導援助、ひったくり等の被害防止に向けた広報・啓発 等</p>	<p>前倒し・早期具体化等 「安全なまちづくり推進月間」を定め市町村等と連携した取組</p> <p>前倒し・早期具体化等 「ひったくり防止重点対策事業補助金」による市町村の主体的な取組支援</p> <p>前倒し・早期具体化等 府管理施設に防犯照明を整備</p>

番号	項目	計画における基本的考え方	3ヶ年の具体的取組内容			備考
			平成14年度(実績)	平成15年度(実績見込)	平成16年度	
4	府社会福祉事業団等委託施設の民営化(特別養護老人ホーム)	・大阪府社会福祉事業団及び恩賜財団済生会支部大阪府済生会委託の特別養護老人ホームは、府立施設としては廃止することとし、平成14年度中の事業団等への移管を目指す。	・13年度末で府立施設としては廃止し、14年4月1日に府社会福祉事業団等委託法人へ移管し、民営化(白島荘、春日丘荘、高槻荘、四条畷荘、美原荘、富美ヶ丘荘、光明荘) ・13年度末で府立施設を廃止し、新たに恩賜財団済生会立の特養として民立民営化(泉南特養)			平成14年度完了
5	社会福祉施設機能強化推進費(地域開放事業)	・地域開放事業については、施設の自主的事業を促進するため助成してきたものであるが、各施設において一定の成果を達成したため、廃止する。	・地域開放事業を13年度末で廃止			平成13年度完了
6	民間社会福祉施設整備促進費補助金	・施設の機能向上等を図るため国補助基準面積に加算して整備を行う法人に対し助成する本制度については、現行の「ふれあいおおさか障害者計画」の目標達成が可能と見込まれる施設種別(本年度からの継続事業分を除く)分を平成14年度から、順次、廃止する。	・施設整備の充足状況を踏まえ、障害者施設のうち、入所型施設、デイサービス施設を補助対象から除外 ・通所型施設を含め、14年度末で補助制度を廃止			平成14年度完了
7	保健所の高槻市への移管	・地域保健サービスの円滑かつ一元的な実施を図るため、保健所政令市への移行を推進する。高槻市については、平成15年4月の中核市移行に併せて業務を移管する。	・中核市移行にあたっての府同意、保健所条例改正等	・4月 中核市移行により、府保健所を移管		平成15年度完了
8	府保健所組織の再編	・地域保健サービスの充実に向け、母子保健など身近な保健サービスは市町村で実施されており、府保健所は、難病、感染症や食品衛生、環境衛生などの専門サービスにより一層効果的、効率的に対応できるよう、支所(14ヶ所)について、早期(平成16年度~平成18年度)に本所に統合し、保健所の専門的・広域的機能の向上を図る。	・支所統合に向け、所要の条件整備	・保健所の支所(14ヶ所)を本所に統合することを内容とした保健所条例の一部を改正する条例が15年9月定例府議会において可決・成立 施行は16年4月1日	・全支所同時に保健所(本所)に統合(16年4月1日)	平成16年度完了 前倒し・早期具体化等 府保健所組織の再編

番号	項目	計画における基本的考え方	3ヶ年の具体的取組内容			備考
			平成14年度(実績)	平成15年度(実績見込)	平成16年度	
9	子ども家庭センターの強化	・児童虐待防止、子育て支援の取組の中で、市町村やNPO等との連携、協働をすすめる。	・市町村・NPOと連携した子育て支援者(子育てNPO)に対する支援強化	・市町村・NPOとの連携・協働の推進 ・家庭訪問支援事業2市実施	→ ・家庭訪問支援事業5市実施予定	
10	子どもライフサポートセンター(仮称)の設置	・対人関係がうまくとれないなどからひきこもり、不登校状態にある児童の自立を支援する機能をもった施設として、子どもライフサポートセンター(仮称)を整備する。	・施設整備を完了し、年度末に竣工	・事業(運営)開始(堺市城山台;定員80名)		平成15年度完了
11	身体障害者福祉センター附属病院の見直し	・同院が本来果たすべき障害者医療の広域的専門病院としての要請に十分応えた利用実態にないことから、府立の病院において今後、担うべき広域的・専門的な障害者医療やリハビリテーション医療機能をより効果的・効率的に提供する観点から、府衛生対策審議会における審議を踏まえて、そのあり方の抜本的な見直しをすすめる。	・14年9月 衛生対策審議会答申 ・15年3月 府立の病院改革プログラム(診療機能の見直し編)策定(衛生対策審議会の答申を踏まえ、障害者医療、リハビリテーション医療機能の充実を図るため、19年度を目途に急性期・総合医療センターと統合予定)	・16年3月 基本計画の策定	・条件整備の上、具体化に着手	前倒し・早期具体化等 身体障害者福祉センター附属病院と急性期・総合医療センターを統合
12	府立5病院のあり方検討	・府立の5病院のあり方、果たすべき役割については、民間との役割分担等を踏まえ、府衛生対策審議会において病院ごとの診療機能の見直しや運営形態の変更をも視野に入れた検討をすすめる。	・14年9月 衛生対策審議会答申 ・15年3月 府立の病院改革プログラム 診療機能の見直し編 策定	・診療機能の重点化を図り、より効果的に高度専門医療を提供できる体制を確立。大阪府立病院、羽曳野病院及び中宮病院について、平成15年4月より病床数等を変更し、10月よりそれぞれの機能にふさわしい病院名に変更 ・府立の病院にふさわしい運営形態を検討する会議の設置	・引き続き診療機能の充実等に取組む ・運営形態のあり方検討 ・府立の病院改革プログラム 運営形態の見直し編 策定	前倒し・早期具体化等 府立の5病院の診療機能の見直し(3次医療圏を踏まえた高度専門医療への重点化) 前倒し・早期具体化等 府立5病院の運営形態の検討

番号	項目	計画における基本的考え方	3ヶ年の具体的取組内容			備考
			平成14年度(実績)	平成15年度(実績見込)	平成16年度	
13	公衆衛生研究所	・国との役割分担等の観点から、一部機能の見直しを行い、業務の重点化を図る。また、今後、国の制度化の検討状況を見極めつつ、独立行政法人化の検討をすすめる。	・組織及び研究体制のあり方検討	・新組織に改組し業務の重点化を推進 ・地方独立行政法人化に関しては、国や地方の関連機関の動向を見極めつつ引き続き検討を進める		
14	府立社会福祉施設(社会福祉法人等委託施設)	・府立社会福祉施設のうち、府社会福祉事業団等、府関係社会福祉法人委託施設については、必要な条件整備を図った上で移管し、原則民営施設とする。				
15	府立社会福祉施設(社会福祉法人等委託施設)	・府社会福祉事業団等委託の老人福祉施設については、府立施設としては廃止することとし、今後、事業団等への移管をすすめる。	・委託先への移管に向け条件整備 <u>養護老人ホーム</u> (松風荘、東大阪、たかわし寮、貝塚) <u>軽費老人ホーム</u> (万寿荘、豊寿荘、河南荘) 和風荘移管(4月)	・委託先への移管に向け条件整備 <u>養護老人ホーム</u> (松風荘、東大阪、たかわし寮、貝塚) <u>軽費老人ホーム</u> (万寿荘、豊寿荘、河南荘)	・委託先への移管に向け条件整備 <u>養護老人ホーム</u> (松風荘、東大阪、たかわし寮、貝塚) <u>軽費老人ホーム</u> (万寿荘、河南荘) 豊寿荘移管(4月)	前倒し・早期具体化等 府立社会福祉施設(豊寿荘)の民間移管
16	大阪福祉事業財団委託施設	・大阪福祉事業財団委託施設については、府立施設としては廃止することとし、今後、各施設種別ごとに条件整備に努め、順次、事業財団への移管をすすめる。	・委託先への移管に向け条件整備(城東特養、城東養護、槻ノ木荘、高槻温心寮、豊里学園) 槻ノ木荘移管(11月)	・委託先への移管に向け条件整備(城東特養、城東養護) 高槻温心寮・豊里学園移管(4月)		前倒し・早期具体化等 府立社会福祉施設(槻ノ木荘・高槻温心寮・豊里学園)の民間移管
17	肢体不自由児委託施設	・肢体不自由児施設・同療護施設については、府立施設としては廃止することとし、今後、各施設ごとに条件整備に努め、順次、委託団体への移管をすすめる。	・委託先への移管に向け条件整備(大手前整肢学園、整肢学院、太子学園)	・委託先への移管に向け条件整備(大手前整肢学園、整肢学院、太子学園)	・委託先への移管に向け条件整備(大手前整肢学園、整肢学院) ・太子学園移管(4月)	前倒し・早期具体化等 肢体不自由児施設(太子学園)の民間移管
18	府障害者福祉事業団委託施設	・金剛コロニーについては、府として果たすべき役割を精査したうえで、事業団の経営努力に対する指導や運営手法の見直しなどを行い、民間で対応可能な分野は、順次、民間移行をすすめる。 ・箕面通勤寮等の一部施設については、民間移行やNPOとの協働の観点から、利用者の立場からみて望ましい施設運営形態を目指す。	・民営化移行のための具体的方策についての検討 ・施設運営形態の検討	・施設の再編と民営化を図るため、敷地内ゾーニングを含む調査・検討 ・運営形態の切り替えのための条件整備	・地域展開のための具体方策について検討	前倒し・早期具体化等 金剛コロニーの再編・民営化に向けた取組

番号	項目	計画における基本的考え方	3ヶ年の具体的取組内容			備考
			平成14年度(実績)	平成15年度(実績見込)	平成16年度	
19	砂川厚生福祉センター	・府として果たすべき役割を精査したうえで、施設種別や運営手法の見直しなどを行い、民間で対応可能な分野は、順次、民間移行をすすめる。	・施設種別ごとの運営手法についての検討	・再編整備計画の策定 ・支援方法や支援プログラム開発のため支援検討会の設置 ・再編を図るため敷地内ゾーニング基本計画を策定	・支援検討会の運営 ・強度行動障害者を支援する新規施設の基本計画の策定 ・既存施設の改修案の検討 ・救護施設の民営化に向け条件整備	前倒し・早期具体化等 砂川厚生福祉センターの再編に向けた取組
20	身体障害者福祉センター	・更生施設については、付属して必要となる医療機能とあわせて、今後施設のあり方を検討する。また、授産施設については、民間への移行をすすめる。	・更生施設...医療機能(附属病院)の見直しと併せ基本方向の検討 ・授産施設...施設運営の移行先の検討、移行に関する条件整備	・更生施設...基本計画の策定	・更生施設...基本設計、実施設計の策定	前倒し・早期具体化等 身体障害者福祉センターの再編に向けた取組
21	民間社会福祉施設従事職員給与改善費補助金	・平成11年の社会福祉審議会答申後、国の社会福祉基礎構造改革の進展など新たな環境変化があったことから、答申の趣旨を踏まえつつ、経過措置期間中に、具体的な再構築の道筋をつける。	・障害者施設の支援費支給制度への移行など国の社会福祉基礎構造改革の内容や、府の給与水準の動向を踏まえ、社会福祉施設に対する支援のあり方について、検討会を設置	・社会福祉施設に対する支援のあり方について、15年度末に検討結果をとりまとめ	・17年度以降の方向性について周知(16年度まで経過措置期間)	
22	社会福祉施設機能強化推進費(加算事業)	・国の社会福祉基礎構造改革等を踏まえ、民間社会福祉施設従事職員給与改善費と併せて、今後のあり方を検討する。	・民間社会福祉施設従事職員給与改善費補助金のあり方と併行して検討	・民間社会福祉施設従事職員給与改善費補助金のあり方と併行して検討	・17年度以降のあり方について関係機関と調整	
23	老人及び障害者、母子家庭、乳幼児の各医療費助成制度のあり方	・国の医療保険制度の抜本改革等の動向を見極め、持続可能な健康福祉施策体系の確立を目指して、適正な受益者負担、世代間負担の公平性等の観点から、市町村とともに、研究を行う。	・国医療制度改革の動向を踏まえ、福祉医療費助成制度等について、市町村との共同研究を行い、報告書を取りまとめた			平成14年度完了
24	保健所政令市への移行	・地域保健サービスの円滑かつ一元的な実施を図るため、保健所政令市への移行を推進する。	・保健所政令市化の促進に向けて、豊中市、吹田市、枚方市と協議			
25	府立5病院会計への一般会計繰出金の削減	・府立の5病院において、より一層の経営改善に取り組むことで、平成17年度から、一般会計からの繰出金をさらに削減する。	・単年度資金収支黒字転換は果たしたものの、診療報酬のマイナス改定や地価下落による土地売却益の縮小等から経営改善10ヶ年計画は達成できなかった	・計画策定時と大きく環境が変化していることから、集中取組期間にあたる15、16年度の新たな目標を設定し、経営改善の取組を推進	・新たな目標の達成に向け、経営改善の取組を推進	

番号	項目	計画における基本的考え方	3ヶ年の具体的取組内容			備考
			平成14年度(実績)	平成15年度(実績見込)	平成16年度	
26	淡水魚試験場(現:食とみどりの総合技術センター水生生物センター)	・内水面漁業振興のための公設試験研究機関としての役割を見直し、水生生物に関する自然環境保全等にかかる調査・研究機能を有効活用するため、農林技術センター(現:食とみどりの総合技術センター)への統合を行う。	・条例改正により14年4月から「食とみどりの総合技術センター」へ再編			平成14年度完了
27	公害監視センター(現:環境情報センター)	・広範かつ多岐にわたる環境事象に的確に対応した環境行政を推進・支援する中核的機関として、アウトソーシング可能な検査部門等現行組織を抜本的にスリム化する一方で、新たな環境ニーズにも対応できるよう環境保全技術の研究調整や環境情報発信機能等を有する行政機関として構築を図る。また、今後、国の制度化の検討状況を見極めつつ、独立行政法人化の検討をすすめる。	・条例改正により14年4月から「環境情報センター」に名称変更 ・環境情報・環境学習に係る施設として「環境情報プラザ」をセンター内に設置(15年2月) ・分析業務等の外部委託化(3業務)	・NPOと連携した環境教育や環境情報の提供を推進 ・環境技術のコーディネート事業を実施 ・分析業務等の外部委託化(1業務)	  ・環境農林水産部内の試験研究機能の高度化・連携強化を図るための検討委員会を設置 ・地球温暖化対策の技術開発事業を実施 ・分析業務等の外部委託化と精度管理の強化	
28	公害監視体制のあり方(本庁等)	・事業所などにおける環境マネジメントシステムの進展に伴い、現行の事業者監視・立入指導業務体制を再編し、新たな環境事象にも対応する政策の企画立案機能や有害化学物質のリスク管理、産業廃棄物処理等の指導体制の強化を図る。新たな指導体制を構築する中で、泉州分室は廃止する。	・大気、水質関係に産業廃棄物も含む監視体制を一元化し、事業所指導体制を強化 ・上記指導体制を再構築する中で、泉州分室は、13年度末に廃止			平成14年度完了